

## 別紙

# 一般社団法人日本松保護士会会則

### (名 称)

第1条 この会は、一般社団法人日本松保護士会（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、松や松林（以下「松」という。）の文化資源、環境資源等としての役割に鑑み、松保護士の知識と技術を通じて、各地の貴重な松保護活動の助長、松に関する文化の継承と発展に関する活動等を助長し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の知識・技術の向上、交流等会員の支援に関すること
- (2) 情報収集、調査研究、技術開発に関すること
- (3) 普及啓発及び指導に関すること
- (4) 地域社会、関係機関等との連携に関すること
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること

### (会員の種別)

第4条 本会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員（一財）日本緑化センターから松保護士登録証の交付を受けた者、並びに本会に賛同する個人又は法人で総会の承認を得た者
- (2) 特別会員 ア．本会に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者  
イ．本会の会員であった松保護士で、登録期間満了による松保護士資格失効後も引き  
続き本会会員となることを希望する者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

### (入会及び退会)

第5条 会員として入会しようとするときは、入会申込書を、また、退会しようとするときは退会届を提出しなければならない。

### (会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、または正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (選任等)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事8名～10名以内

- (2) 理事のうちから会長1名、副会長2名及び監事2名を互選により選定する。
- (3) 役員に準ずる者として顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦を受けて委嘱する。

(役員 の 職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則の定め及び総会並びに理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員 の 選出)

第10条 役員 の 選出は会員の互選により選任するものとし、選出方法は別に定める。

(任期等)

第11条 役員 の 任期は、2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会 の 事務処理のため、事務局を滋賀県甲賀市水口町城内に置く。

- 2 事務局の運営に関する必要事項は、別に定める。

(会議 の 種別及び構成)

第13条 本会 の 会議は、通常総会、臨時総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総 会)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の2分の1以上から会議の目的を示した書面により請求があったとき開催する。

(総会 の 議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員 の 選任
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第16条 理事会は、会長又は理事の過半数が必要と認めたとき開催する。

(理事会 の 議決事項)

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(議 長)

第18条 総会の議長は、出席会員の中から選出し、理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第19条 総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第20条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、他の会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

2 緊急に議決を要する事柄が生じた場合にあっては、あらかじめ通知された事柄について書面をもって表決できるものとする。

(議事録)

第22条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数及び会議に出席した数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(経 費)

第23条 本会の経費は、会費、寄付金、賛助会費及びその他の事業収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事会の議決を経て会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(解散および残余財産の処分)

第27条 本会が解散する場合は、総会に出席者した正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散に伴う残余財産の処分は、総会の議決を経て行うものとする。

(委 任)

第28条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この会則は平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年12月4日一部改正）

1. 会則第5条第1項(2)イについては平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成22年11月10日一部改正）

1. 会則第26条については平成23年1月1日から適用する。なお、会計年度の期間変更に伴い、平成22年10月1日から平成22年12月31日までの期間は23年度の会計年度に含めることとし、平成23年度の年会費は当該期間に係る会費として取り扱うものとする。

附 則（平成26年2月15日一部改正）

1. 会則第2条及び第5条(1)及び第12条については平成25年4月1日から適用する。  
2. 会則第20条については平成26年2月15日から適用する。

附 則（平成26年11月1日一部改正）

1. この会則は平成26年11月1日から適用する。

附 則（平成29年3月1日一部改正）

1. この会則は平成29年4月1日から適用する。